

大府市議会規程第 2 号

大府市議会議員政治倫理条例施行規程（平成24年大府市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月15日

大府市議会議長 早 川 高 光

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 2 条 <u>削除</u>	<u>（実質的な経営の範囲等）</u> 第 2 条 <u>条例第 3 条第 6 号に規定する「実質的に経営に加わっている」とは、</u> <u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>（ 1 ） 議員が資本金又はこれに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資してい</u> <u>るもの</u> <u>（ 2 ） 議員が継続的又は反復的に報酬又は顧問料の給付を受けているも</u> <u>の</u> <u>（ 3 ） 議員がその経営方針の決定に積極的に関与していると認められる</u> <u>もの</u> <u>2 条例第 3 条第 6 号に規定する「企業等」とは、法人その他の団体及び組</u> <u>織をいい、営利又は非営利の目的を問わない。</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。